

(案)

令和 6 年 月 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市環境影響評価審査会

会 長 牧 雅 之

(仮称)仙台市愛子東土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について(答申)

令和 6 年 3 月 8 日付 R5 環環企第 1721 号で諮問のありました(仮称)仙台市愛子東土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について(諮問第 81 号)に関し、環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

- (1) 別の土地区画整理事業が隣接して行われていることから(以下、「隣接事業」と言う。)、事業者同士で情報交換を密に行い、両事業の調査スケジュールを調整して適切な調査・評価を行うとともに、全体の環境影響を最小とすべく連携するよう求めるべきである。
- (2) 隣接事業と併せて供用後の交通量の増加が見込まれるため、隣接事業との間にある市道や山形に繋がる幹線道路(国道 48 号)の渋滞のみならず、交差点の新設等に伴う歩行者への影響についても十分に配慮するよう求めるべきである。
- (3) 事業計画地の南半分を業務用地(工業・流通)とした理由について、事業の全体像や目的を含めて分かりやすく地元で説明するとともに、準備書に示すよう求めるべきである。
- (4) 事業計画地から約 1kmの距離にある蕃山は、地元小学校の登山行事で親しまれ教育においても重要な存在であることから、本事業計画の概要について当該学校に丁寧に説明するよう求めるべきである。

2 個別事項

(水質・水象)

- (1) 本事業の実施により水田が宅地化され、農業用水が利用されなくなることから、新設する調整池の調整機能も踏まえて、斎勝川の流量への影響を確認するよう求めるべきである。
- (2) 斎勝川の洪水およびその上流の月山池の決壊等の水害リスクを踏まえ、最大降水量を用いた浸水被害の予測を行い、造成・調整池等を適切に設計するよう求めるべきである。
- (3) 事業計画地は広瀬川の上流側に位置していることから、供用後の施設等から斎勝川に灯油等が流出することがないように、適切な対応を求めるべきである。

(地盤沈下)

- (4) 地盤沈下を評価項目に選定しない理由について根拠データを示した上で説明するとともに、供用後に進出企業や土地所有者に土地を引き渡す際には、地盤の調査資料や強度指標を示すデータを不足なく引き継ぐよう求めるべきである。

(植物・動物・生態系)

- (5) 動植物の評価対象の選定においては、調査結果に基づき、不足なく設定するよう求めるべきである。

(景観)

- (6) 本事業の実施により、国道 48 号沿いに広がる田園風景が業務用地へと大きく変化することになるため、都市近郊に残される貴重な環境について地域としてどのように保全するのか、慎重に検討するよう求めるべきである。また、本事業の工事は長期間にわたることから、工事中の景観についても配慮するよう求めるべきである。
- (7) 周辺環境への影響を抑えるため施設の規模や配置について、検討だけにとどまらず、緑地整備も含めてより具体的な方針や実施対策について準備書に示すよう求めるべきである。
- (8) 事業者同士での継続的な情報交換を行い、隣接事業と景観上の明らかな不連続性が生じることがないように求めるべきである。
- (9) 施設完成後の蕃山(登山道等)からの視認性の変化について、確認するよう求めるべきである。